松田

茜

はじめに

究が深められてきた。そのため、対立関係とそれに付随する問題の議論に重きが置かれ、三条の「天皇」としての在り方 三条天皇および三条朝の研究は、三条と藤原道長の対立を中心に、三条対貴族層という対立構図を検討することで、研

構成要素のうち、摂関の観点の研究は充実したと言えよう。また、母后については、摂関家の権力獲得の手段の一つとし 天皇との関係性、 て後宮が位置づけられることから、その点からの研究が深められている。では、天皇や父院についてはどうか。摂関家と 兼家や道長を筆頭として、研究の中心には常に藤原摂関家が据えられていた。その点では、倉本氏の指摘する権力構造の そのものについては、深く追究されてこなかった。 この、「天皇」に焦点を当てた検討の不足という課題は、摂関期政治史を通じた課題としても挙げられる。倉本一宏氏 摂関期の権力構造は天皇・ミウチの摂政関白・父院・母后によって形成されるとした。これまでの摂関期政治史は 後宮や母后を通じた天皇への影響力といった観点からは、一定の研究が蓄積されている。しかし、天皇

そのものに焦点を当て、天皇の在り方に迫るという点においては、摂関期の他の天皇についても、三条と同じく検討の余

お茶の水史学

摂関期における「天皇」の機能を明らかにし、摂関期の政治構造の解明へとつなげたい。 で果たした役割、天皇という存在に対する貴族層や後宮の認識など、様々な観点から多角的に天皇像を描き出すことで、

る。これらの点から、三条朝を明らかにすることで、摂関期の天皇を比較検討する際の対比軸を得られることが期待され と想定できる。また、政治性という点では、古記録からは、 あり、 るほか、 0) 間に血縁的に強力な結びつきを保持していなかった。そのため、摂関期の他の天皇に比べ、独自の政治性を有してい 本稿では、三条の政治姿勢を検討することで、先に挙げた課題を解明する一端を担いたい。三条は即位の時点で壮年で 自身で政治を執ることが可能な天皇であった。また、道長の二女妍子を中宮としたとはいえ、それ以外は公卿層と 逆接的に摂関期の天皇の姿を描き出すことが可能になると考える。 物事を主体的に動かそうとする三条の姿勢も多く見て取

多々見られることなどが挙げられる。これまで、長らく三条朝研究の根幹にあったのが、土田直鎮氏の提示した、三条と 身の外孫である敦成親王の早期の即位を望んでいたという理解や、『小右記』に三条と道長の不和を示すような記述 是は性格的に「うま」があわず、道長は三条に「いやがらせ」を行っていたとする見解である。この見解は長らく三条 の通説として存在し、 先述したように、三条は道長との対立や不和とともに語られることが多い。そのように評される背景として、 土田氏の通説を基底として、三条朝の研究が構築されてきた。

うという傾向へと移り変わりを見せていると言えよう。 とらえ方に対し、近年は、両者の関係ややり取りを性格的側面からとらえるのではなく、政治的な論理から明らかにしよ たわけではないとの見方を提示している。両者の性格的問題に端を発していたとする、土田氏以来の三条と道長の関係 方で、近年、 服部一隆氏や黒滝哲哉氏が、三条と道長との不和を示す例は、必ずしも道長の「いやがらせ」で行わ 今後の三条に関わる研究においては、 第一に、 道長ら貴族との不

二に、三条と道長の対立や、道長のいやがらせの例とされてきた数々の問題―娍子立后や三条の子女の処遇、 求められる。 る問題など一を、安易に「両者が対立していたため」と結論付けることを避け、 和や関係性に縛られすぎず、三条の在り方に焦点を当てるという、従来の枠組とは異なるアプローチが求められよう。 問題の背景を注意深く再検討することが 譲位に関す

潜んでいたのかを検討し、三条の政治姿勢を明らかにすることを目的とする。また、過差の禁制は三条と道長の不和の とされてきた問題の再検討にも寄与することができよう。 か 条朝と比較しても、その頻度は歴然としている。そのため、三条は意図的に過差の禁制を頻発しており、そこには、 した華美、贅沢のことである。三条朝では、 :の政治的な意図があったことが推測される。よって本稿では、三条朝の過差の禁制の背景にはどのような政治的意図 本稿では三条の政治姿勢の一端を明らかにする切り口として、三条朝における過差の禁制を取り上げる。 しばしば取り上げられる。そのため、三条朝の過差の禁制を三条の政治姿勢から考えることで、 過差の禁制が頻繁に出されており、 単純にその発布数を前後の一条朝、 過差は度を越 両者の対立 何ら

る 研究の主題は、 で出される。そのため、新制の研究においても取り上げられることが多い。 0) 研究における過差の禁制は、それぞれの禁制が発布された時点の具体的な政治情勢に基づく検討が不足していると言え 最後に、 この点を課題として示し添える。 法制としての過差の禁制の先行研究について言及しておきたい。 「新制とはなにか」という点であるため、政治的観点と結び付けた検討には至っていない。 過差の禁制は、 一方で、新制研究に内包された過差の禁制 倹約の宣旨もしくは新制 ゆえに、 新制 0) 形

・過差の禁制がもつ意義

(1) 古代における過差の禁制の意義

は、 序列化する儒教の精神が反映されているという。また、西村氏は、奢侈を禁止する法令や奢侈を禁じるべきという奏言が く社会秩序の維持を目的とした過差・奢侈の取り締まりは、貴族、 事態を防ぐべく、 差・奢侈に対する制限が増加した一○世紀段階において、 には、上位者が倹約を以て、下位者を教導しようとする点や、秩序を維持し社会の安定化を目指す点など、社会的関係 差・奢侈を禁制する行為には、大きく分けて二つの側面があることが明らかになった。 差の禁制に関する研究には、 の維持を目的とした禁制は、 は、 ○世紀に増加することを踏まえ、 三条朝の事例検討に先立ち、 過差・奢侈の禁止により新たな階層分化を防ぐことで、秩序の改変を防ぐとした。ここで留意したいのは、 新興の富裕層が身分秩序から離れた高級な衣服を着用することにより、 点目は、 衣服が備える身分の可視化の側面を利用し、 儒教的側面である。その側面が顕著な例として、西村氏は三善清行の意見封事十二箇条を挙げる。 禁制を出したということである。 新興の富裕層が主なターゲットであったことである。つまり、このような儒教的側面に基 西村さとみ氏や佐々木文昭氏、遠藤基郎氏らの研究がある。 本項にて、古代における過差の禁制の意義を確認する。 一○世紀の奢侈観や法令を検討した。そのうえで、一○世紀における過差・奢侈の禁 また、遠藤基郎氏は社会秩序の維持は「等差」の構造の維持であると 秩序の統制を図ろうとしたのだとする。 禁制の対象とされたのは新興の富をもつ人々であった。 すなわち支配者層から被支配者層に向けられたもので 貴族の地位を脅かすことを恐れ、そのような 古代の過差をめぐる研究および過 西村氏の指摘に基づけば、 諸氏の研究により、 社会秩序 古代の過

あったと言えよう。

する。 不」可」留事也、不」被」行;|倹約|、何事停留乎」とあり、実資が過差を災厄の原因として捉えていることがわかる。 次ぐ内裏の焼亡を「又過差甚盛之故歟」とする。また、『小右記』万寿二年(一〇二五)八月一九日条にも「天下災禍 の一原因として捉えられるようになる。また同様に、疫病の蔓延と政治の得失が関連づけられるようにもなり、 の在り方と災厄の発生に相関が生まれたことで、「王権が過差や奢侈を禁制することにより、 二点目は、 災厄と過差と政治とが結びついていく。例えば、『春記』の長久元年(一○四○)の内裏焼亡に関する記事では、 すると世の安定がもたらされるとともに、災異や疫病が抑えられる。その結果『王の徳』が示される」という論 過差・奢侈の禁制によって「王の徳」を示すという側面である。摂関期に入ると、過差や奢侈は災異や疫病 過差・奢侈が社会から減 その結 王権 相

がどのような関係にあったのか考えてみよう。 停止し、社会秩序を維持することこそ、王の徳であり善政である」と総括できよう。また、 奢侈が身分の越境に作用していたことが示唆された。では、もう少し時期を限定して、摂関期の貴族と過差の禁制 過差・奢侈その ものの効果と

ここまでに挙げた過差の禁制の意義は、「過差は世や秩序を乱し、王権を危うくする。悪政や災厄の原因である過差を

が生ずる。この結果、禁制は王権の強化の側面を獲得することになった。

は 三つの行事に関連する記事に集中することが明らかになっている。本稿では便宜的に、 行事を〈禁制の主要三行事〉、もしくは単に〈主要三行事〉と総称する。〈主要三行事〉以外に過差を問題とする例として 佐々木氏の研究から、平安時代中・後期において、古記録上で過差が問題とされる記述は、賀茂祭、 五十日や百日の祝い、婚礼などが挙げられるものの、過差の記述の大半は〈主要三行事〉である。 賀茂祭、五節、 五節、 相撲節会の三つの 相撲節会の

であり、 では次に、〈主要三行事〉における禁制の対象と、その内容を確認しよう。賀茂祭では、祭使とその従者が禁制 制限される内容は従者の数や装束である。五節では、五節舞姫として奉仕する公卿・受領の子女などが禁制の 0 対

禁制は彼女らの華美な装束に制限を加える。相撲節会は装束の改替が制限される。また、纏頭の規制は全行事

象となり、

場の構築を狙っていたのだと考えられる。そして、このような目的を孕む行為を禁制する根底には、貴族に対する天皇 段であるとする。貴族は華美を凝らすことにより、自身の経済力を含めた権力や権威を可視化することで、貴族間での立 がえる。禁制は順守されなければ、王権の弱さを露呈したことと同義であった。この点から、禁制は王権の強さを可視化 右記』において、長和三年(一〇一四)の五節で過差の禁制から外れる行いがあったことについて、実資が「王化之薄 よって貴族を統制することと、過差を制限することで結果として王の徳を示すことの二点であったと言える。また、『小 格にも変容があった。遠藤氏は、過差が発生する原因を貴族階層間の競合関係に求め、過差は貴族の名誉や威信の獲得手 介入と統制というねらいが存在していたと言えよう。つまり、摂関期の過差の禁制に付与された役割は、過差の禁制に ことがわかる。同時に身分の越境のために機能していた「奢侈」から、貴族同士が華美を競うための「過差」へとその性 甚以嘆息」と記していることから、 過差・奢侈の禁制は、富裕な民衆に対する制限から、貴族に対する制限へと対象が移り変わっていった 禁制が順守されるかどうかが王権の強さの尺度として捉えられていたことがうか

(2) 三条朝における過差の禁制の役割

する役割も果たしていたことが示唆される。

三条朝における実施回数が極端に少なく、長和二年(一〇一三)に一度行われたきりである。また、寛弘八年(一〇一 実施された賀茂祭・五節・相撲節会における、過差の禁制の有無やその内容についてまとめたものである。相撲節会は 次に、過差の禁制が三条朝において、どのような役割を果たしていたのかを確認しよう。【表1】は、三条朝において の大嘗祭は冷泉院の崩御により、 長和四年(一○一五)の五節は内裏の焼亡により、それぞれ停止となっている。そ

【表1】三条朝の過差の禁制

実施日	行事	禁制の有無	史料日付	内容	過差の有無	出典	備考
寬弘8.11.22	大嘗祭		寅弘8.11.22	大嘗会【停止】		日本紀略	冷泉院崩御により停止 冷泉院は同年10月24日崩御
巨布11.49.4	拉拉松	出土	長和1.4.21	斎院選子内親王御禊		出字小	内裏触穢と諒闇により、本来の形ではなかったか
灰仙1.4.64	貝/太宗		長和1.4.24	賀茂祭当日条		小右記	内裏触穢と諒闇により、本来の形ではなかったか
長和1.11.20	五節	有	長和1.11.20	五節当日条/五節の間は過差を停止		小記目録	「同九年十一月八日、五節間停止装束過差事、」
			長和2.4.19	斎院御禊前駆及び賀茂祭祀の過差 を制止す		小右記	童および従者の数の制限 服装に関する制限
			長和2.4.21	斎院選子内親王御禊	有か	小右記	
長和2.4.24 賀茂祭	賀茂祭	年	長和2.4.24	倹約の宣旨、守られず	有	御堂関白記 小右記	
			長和2.4.29	賀茂祭使及び検非違使を召問い、 怠状を進めさせる		御堂関白記 小右記	御堂は4月28日に召問の旨あり
長和2.7.19 相撲節会	相撲節会	車	長和2.7.19	相撲節会	不明	小記目録	装束の規制あり
長和2.11.13	五節	有?	長和2.11.13	五節	過差見苦し	御堂関白記	11月15日条、童女御覧にかかる
			長和3.3.29	倹約の宣旨を下す		小右記	
三年2416 独古经	在 本校	14	長和3.4.15	賀茂祭/斎院選子内親王御禊	新制を守り過差 なし	小右記	
01.4.0	K K	r	長和3.4.18	賀茂祭	倹約の宣旨を守 り過差なし*	小右記	金造の車なく、黒作の車あり *18日条では 過差なしとされるが、翌19日条には 過差の旨が記される。
巨和2 11 10	7	#	長和3.11.21	道長、過差の禁制に背く	有	小右記	23日条にも禁制に背く旨あり
区小川3.11.17		F	長和3.11.23	禁制に背く		小右記	
長和4.4.24	賀茂祭	有?	長和4.4.24	賀茂祭当日条	過差なし	小右記	
長和4.11	五節		長和4.11.19 長和4.11.20	五節【停止】		日本紀略	内裏の焼亡により停止

和二年の五節と長和四年の賀茂祭については、禁制の有無は明言されていないものの、過差の有無に関する記述が存在す れら三例を除いた八例中、過差や過差の禁制について全く触れられていないのは長和元年(一〇一二)の賀茂祭のみであ 三条朝の賀茂祭と五節の実施例では、ほぼ毎回、 過差の禁制が出されているということになる。

るため、禁制が出されていた可能性は否定できない。

する禁制として確認できる事例数は多いが、先にも述べたように、禁制や過差の有無が記されない できるが、三条朝ではそうした禁制は確認できない点も差異として挙げられよう。後一条朝は、〈主要三行事〉を対象と や過差の有無を記さない場合も多い。これは一条朝に限らず、後一条朝でも同様である。このことから、一条朝や後 が散見される。これらの点から、三条朝では前後の時期と比較して、過差を禁制することへの積極性が見て取れよう。 では、なぜ三条は行事毎に禁制を出す必要があったのか。三条が過差の禁制を頻発した背景として、次の三点が挙げら 【表2】は一条朝・後一条朝の禁制の事例をまとめたものである。【表1】の三条朝と事例数を比較してみよう。 三条が過差の禁制を特に重視し、 一条の在位期間と比較して事例数が少なく、禁制も行事のたびに出されているわけではない。事例数や内容のばら 禁制を行事毎に出していた可能性が低いと言える。また、一条朝では〈主要三行事〉を対象としない禁制が確認 史料の残存状況が指摘されるが、行事の当日条など関連記事が十分に残っていながらも、 行事毎に意識的に禁制を出していた可能性が示唆される。 〈主要三行事〉 禁制の 有

れる。 一点目として、道長をはじめとする周囲の貴族たちとの関係の構築に課題を抱えていたことが挙げられる。 摂関期にお

ずの生母を早くに失った結果、三条は生母を通じた摂関家との関係構築の面で弱い立場にあった。そのため、三条と摂関 去している。 いては、天皇と摂関家との紐帯として、生母が重要な役割を果たしたが、三条の生母である超子は、三条が幼い段階で死 超子は藤原兼家の女であるので、三条は道長の甥でもある。しかし、本来ならば天皇と摂関家を紐帯するは

【表2】 一条朝、後一条朝の過差の禁制

	日付	典拠	内容	備考
	永延2(988).4.14	政事要略	諸祭使従者等の綾羅縑絹着用を禁止	
	永延2(988).7.28	日本紀略	相撲召合に関わる禁制	
	永延2(988).7.17	小記目録	五節童装束の改替を禁制	
	永延2(988).10.19	小記目録	五節の過差を禁制	
	正暦1(990).4.1	政事要略	賀茂祭使従者等の禁色着用などを禁止	
	長徳1(995).7.15	編年小記目録	御衣、公卿の衣の袖を縫い縮める	これ以前の発布か
一条朝	長保1(999).7.27	政事要略	身分をわきまえない綾羅の着用、紅・紫の着用、 細美布の使用等を禁止	
	長保2(1000).7.27	権記	先年の内裏焼亡にともなう過差の禁制の記事	これ以前の発布か
寛和2 (986) 6.23~	長保3(1001).11.25	権記、百錬抄	内裏の焼亡に伴う過差の禁制	11.18 内裏火災
寛弘8(1011).6.13	長保4(1002).3.19	権記	造宮に伴う過差の制限	倹約により災いを消 すという発想による
	長保4(1002).4.25	小記目録	同月20日の賀茂祭における過差違反者の記事	禁制があったか
	長保5(1003).7.2	小記目録	相撲節会での装束の改替を禁制	
	寛弘1(1004).4.17	御堂関白記	賀茂祭に際して従者数と新車の規制を命じる記事 あり	道長が命じている
	寛弘2(1005).12.16	小記目録	美服を禁じる宣旨	
後一条朝 長和5(1016).1.29~ 長元9(1036).4.17	長和5(1016).3.28	小右記	賀茂祭の装束・童の規制	道長発の新車の禁止 もあり(4.21)
	寛仁3(1019).4.19	日本紀略	賀茂祭の牛童の装束に関する規制があったか	
	寛仁3(1019).7.18	小右記	相撲節会の装束に関する規制	
	治安3(1023)7.26	小右記	相撲節会に関して、官人以下の美服および公卿の 二襲着用を禁ずる	頼通発
	万寿1(1024).7.29	小記目録	相撲節会の装束改替の禁制	
	万寿2(1025).11.8	小右記	五節にて美服と改替を規制	
	万寿3(1026).4.17	左経記	賀茂御禊に関して車と衣袴の規制があったことが うかがえる	
	万寿4(1027).4.11	小右記	賀茂祭使の従者数及びその過差に関する禁制	
	長元1(1028).10.3	小右記	五節にて綾衣とその枚数を規制する	美服および纏頭の禁 制もあり
	長元2(1029).4.10	小右記	賀茂祭に対して従者および美服の禁があったか	
	長元2(1029).7.12	小右記	相撲節会の装束禁制	
	長元3(1030).4.15	日本紀略	賀茂祭に際して禁制があったか	
	長元3(1030).9.3	小右記	長保の美服を参考に禁制を出したか	
	長元4(1031).7.25	小右記	相撲節会での装束禁制	
	長元5(1032).12.25	小右記	僧侶に対する美服の禁制	僧綱所からの申請に よる
				5. 9

^{※【}佐々木氏2008 a 】 【西村氏1991 a 】 【西村氏1991 b 】をもとに作成。

況も相まって、三条に するために恃みとなる の統制の可視化を実現 あったと考えられる。 特に重大な関心事で シップを示すことが、 としての徳やリーダー で貴族を統制し、天皇 とっては目に見える形 であった。そうした状 執ることが可能な天皇 あり、主体的に政治を の時点ですでに壮年で る。また、三条は即 性が十分に考えら なりがちであった可 との間の関係が希薄に 家をはじめとする貴族 二点目として、貴族

お茶の水史学

る藤原妍子の二人である。藤原娍子は、 況にあった。こうした状況から、自らが先頭に立ち、率先して立場を作り上げていく必要があった。三条には四人のキサ 三条に批判的な記述も見受けられる。三条にとっては、「自身の力で」天皇としての求心力を得る手段が必要であり、 じめとする小野宮流に求めた。しかし、実資は、三条に対して常に肯定的な立場にあったわけではなく、『小右記』には 系にも自身の系譜をつなぐ可能性を確保するためであったと考えられる。しかし、三条にとり道長は、 藤原妍子は道長の二女である。妍子が三条の後宮に入り、中宮となるのは、 れた娍子の兄弟である為任、通任も高位にあったわけではなく、彼らが三条を政治的に盛り立てることは困難であった。 キがいたが、三条が即位した時点で、三条のキサキであったのは、のちに三条の皇后となる藤原娍子と、同じく中宮にな 関係は先に述べた通りであるが、三条はキサキについても、彼女らの生家が三条の後ろ盾となることを期待できない 共に同一の目標に向かって邁進するほどの関係性にはなりえなかった。また、三条は自身の片腕的役割を、 贈右大臣藤原済時の女であるが、済時は長徳元年(九九五)に没している。残さ 道長が円融―一条系のみならず、冷泉―三条 自身の片腕とし

う。 れる。自身の力で全体を動かそうとしたときに有効な手段となるのは、 権の行使である。その点においては、天皇の徳を示す機能をもつ過差の禁制は、天皇にしか行使できないものである。そ できる。娍子の立后儀の主導や、 のため、 右記のような背景から、 三点目として、 自身で政治を執るという政治姿勢を満たす意味でも、 三条は壮年で即位したことから、 過差の禁制が自身の立場を安定させる方策、 伊勢への奉幣使の発遣などから、三条が自身の思惑通りに事を運ぼうとする傾向がみら 親政への意識や自分で事を動かそうとする意識が高かったことが指 過差の禁制は三条にとって、 天皇たる者にしかできないこと、すなわち天皇大 主体的に政治を動かすための方策として機能する 有効な手段であったと言えよ

自身の立場を安定させようと図ったのだと考えられる。

生母や生母を通じた摂関家と

強大な勢力や、そのために一丸となれるような近しい存在に乏しかったことが考えられる。

ことを期待し、 三条は禁制に対する積極的な姿勢をとったのだと考えられる。

三条朝における過差の禁制の実態

<u>1</u> 長和二年の賀茂祭における過差

の禁制が出ていたにも関わらず、この年の過差は、例年をはるかに超えるものであった。長和二年の賀茂祭に対する禁制 和二年の賀茂祭は、 過差の禁制とその順守をめぐり、 三条と道長の軋轢を示す事例としてたびたび引用される。

の内容を次の 【史料二】に示す。 四月一九日条(36)

【史料一】 『小右記』 長和二年(一〇一三)

見辻 | 、悩可 」加 | 制止 | 之由等也、頭弁云、童幷従者等数、左符所 」奏、不 」可 」着 | 織物 | 之事、 十九日、 密々有伝」刺之事」、不」能」記耳、 庚辰、 今日初乗,,新編代車,、但不,出,,家中 不」可」過||此数|、可」禁」着||織物|、 召一遣蔵人弁景理」、即来、 臨_一見池頭_一、小児一両・女房相乗、 童装東不」可」着,,二襲,、 仰上可」制一止過差一之事上、 頭弁朝経来伝」勅、 出」自二叡慮一、 仰 禊祭日使官人等侍, 検非違使 可レ合 禊前

傍線部より、 禁制の内容は次の二点であったことがわかる。

- b (a) 斎院御禊前駆および賀茂祭の諸使の従者は二○人、童は六人を超えてはならない。 織物の着用および童装束を二襲着用することを禁じる。
- ことも知られる。 また、 破線部から、従者や童の人数の制限は道長の奏上により、着用する装束の制限は三条の提案によるものであった しかし、定められた禁制は、 斎院御禊・賀茂祭のどちらにおいても順守されなかった。まず、二一日

斎院御禊の様子から確認しよう。

【史料二】『小右記』長和二年(一〇一三)四月二一日条

顕基童不」見、自|,靱負小路|相従云、疑是着|,禁制装束|欤、後聞、着|織物|之童八人乗」車、過|,予車前|、下」自」車 遅留之間、雨脚更降、 廿一日、壬午、(中略)於二大宮院北辺 依,,件役不,,安所,為欤、今日使官人只左衛門府生良信一人参,院之由、看督長申、而不,見如何、 供,,雨皮, 之程、弥以遅々、衝黒度給、次第使代兵部少輔為忠随身使部二人〈着,,黄衣, 、〉 見物、 御牛良久不;[度給]、遣」使令」見、申云、 於一世尊寺辺 右衛門佐代侍従 御車轅折、 太見

ていたので、顕基は装束と従者の数の両面で禁制を守らなかったということになる。 数をごまかすようにして実資の車前を通過していた。また、童は八人いたようである。禁制では童の数は六人と規定され 【史料二】において実資は、源顕基の童が見えないことから、禁制の装束を着しているのではないかと訝しがってい 後に聞くところによれば、 顕基の童は禁制されている織物を着していたようであり、さらに顕基は、童を車に乗せ、

云々、衵袴左府被」調、

織物狩衣袴内府所」被」調云々、憲法立破、為」人被」朝耳

次いで、賀茂祭当日の二四日条を【史料三】に挙げる。

【史料三】 『小右記』 長和二年(一〇一三)四月二四日条

例欤 東宮使或片口、或二人、近衛府生取」之、 雑色着 八人着,|鎌衣・袴, 、雑色・舎人相加五十人、但童六人度,|予車, 、今二人自,|別道,|相加云々、是御禊日源中納言所 使左少将忠経、 前駆祭所過差、 廿四日、乙酉、 、不_宜事也、皇后宮使大進良道、雑色卅人、東宮使権亮道雅、童十人着|織物|、雑色・舎人等相加五十人、 ||紅色衣| 、童六人・雑色廿人度||予車前| 、自余取||別道| 相加云々、近衛府使・皇太后宮使〈大進為義朝臣、 童十人着,織物,、雑色幷舎人相合五十人、雑色卌余人皆着,絹狩衣・袴,、馬寮使左馬権頭保昌 内奏』,可、停,過差,之由、、外仰。不、可、拘、制之事」、不、恥,,天地,、他事可、推矣、 (中略)於,,大宮院北辺,見物及,昏、 就」中右近府生正武布衣着,,織物,、 過差之甚、 万--倍例年 | 、是制立之所、致也、依, 左府気色 | 、 官人着,,禁色,、未,聞之事也、 過差人々、 何況近衛 近衛 但 童 府

【表3】長和2年 賀茂祭にかかわる渦差

行事名	過差の主体	内容	備考
斎院御禊	兵部少輔平為忠の随身使部2人	黄衣を着す	過差ではないが、黄衣は「太見苦」。
文 陸知謝	侍従源顕基の童8人	禁制されている織物を着す	実資の車の前を車に乗って通りすぎ、あとで
届 医加州关	付化你與基の里の八	示削されている概例を相り	下車したとのこと。
		童10人織物を着す	
賀茂祭	近衛府使左少将藤原忠経	雑色・舎人50人	
		雑色40余人は絹狩衣・袴を着す	
智茂祭	馬寮使左馬権頭藤原保昌	童8人、縑衣・袴を着す	実資の車前を通ったのは6人で、2人は別の道
貝尺尔	尚京	雑色・舎人50人	を行ったか。
賀茂祭	皇后宮使大進藤原良道	雑色30人	
賀茂祭	東宮使権亮藤原道雅	童10人織物を着す	雑色は紅色の衣を着す。
		雑色・舎人50人	童6人雑色20人が実資の車前を通る。
賀茂祭	右近府生清井正武	布衣に織物を着す	官人が禁色を着すことに対する実資の嘆き。

^{※『}小右記』長和2年4月19日条、21日条をもとに作成

る。賀茂祭にかかる過差を次の【表3】に示す。この年の禁制では、 守らなくてよいとする道長の姿勢は、【史料二】で道長が顕基の童装束を調えてい 方では禁制にこだわる必要はないとする道長の姿勢を実資は非難している。禁制 由』、外仰ヒ不」可」|抅制||之事よ|| とあるように、一方では禁制を奏言しつつも、 ることにも表れていよう。 また、【史料三】には、「過差人々」として、多数の人物名と過差の内容が記され 従者の数は一

はもちろんのこと、三条と道長双方の発案によって出された禁制を道長自身がない 紅色の衣を着す、官人が禁色を着すなどの逸脱が見られることも記されている。 の過差では、織物の着用以外にも、今回は禁制として明言されていないが、雑色が 車前を通る従者の数を調整し、数をごまかすような行動をとっている。また、装束 していなかったことがわかる。なかでも、藤原保昌と藤原道雅に至っては、実資 じている。しかし、【表3】から「過差人々」は従者の数、 ○人、童は六人を超えてはならず、装束は織物の着用と童装束を二襲着すことを禁 きた。そのように解釈されてきた背景として、過差が例年以上に甚だしかったこと 従来、長和二年の賀茂祭をめぐる過差は、道長による三条への圧力と理解されて 織物の禁制ともに順

万人以目而已、(後略

等装束無」非

||綾織物|、過差之甚、

長和二年四

月二

お茶の水史学

れてきた、過差による三条への圧力、いやがらせという見解は、道長ら貴族が過差の禁制を否定することで、三条の王権 あるとの認識を持っており、その上で道長が悪意をもって過差を主導したのではないか、との解釈もできる。 .日条の賀茂祭の記事において、「雖」有,倹約宣旨,、過差自」例甚」と記されていることから、 道長も過差が例年以 従来指摘さ

:しろにしているととれる記述が『小右記』に残されていることが挙げられる。さらに、『御堂関白記』

する三条」というイメージの下に解釈した結果の理解でもあると言えよう。 図が常に援用されてきたことによるものである。また、先に挙げた【史料三】を、 の徳を否定しようとしたという図式とともにあった。これは長らく通説であった、 一年の賀茂祭の過差は甚だしいものであり、禁制も順守されなかったが、 方で、貴族が過差によって、三条の天皇としての徳や資質を否定しようとしたとする解釈には聊かの疑問が残る。 以降の賀茂祭では、 土田氏が提示した三条と道長の対立構 土田氏の示した通説的な「道長と対立

たら、 禁制が順守されているととらえている。また、翌々年の長和四年の賀茂祭に関しては「今般無,|過差 |、立,|童従者 受けられないからである。翌長和三年の斎院御禊では、「前駆従者数如,,新制,、無, 長和二年の賀茂祭以上に大々的な過差の例は記されない。仮に、道長が過差を天皇批判の手段として用いていたのだとし めぐって激しい対立が生ずるが、この対立は、長和二年をピークとするわけでない。 あったと言える。 長和四年の秋から冬にかけてである。また、五節の過差を合わせても、三条朝の とされるし、 三条と道長の関係の悪化と過差との間に相関関係が見られるはずだが、関係の悪化に伴い過差が激しさを増すとい 過差を確認することはできない。それゆえ、 一方で、三条と道長の関係は、 賀茂祭当日条でも、「次第事違濫太以多々、 年を追うごとに悪化傾向にある。例えば、三条と道長の間では、 三条朝において賀茂祭の過差が最も甚だしかったのは長和二年で 但無,,過差事,、守, ||倹約宣旨 | 欤」とするように、 |過差人|、又副馬之近衛舎人不 むしろ、 〈禁制の主要三行事〉においては、 道長の譲位の要求のピーク 長和二年ほどの違反は見 実資は 譲位を

う結果には至らない。

ない。また、道長の二女妍子は長和元年二月に三条の中宮に立っており、長和二年の四月時点では、⁽²⁾ 可能性も残されていた。 て否定したりする状況にあったとは言い難い。そもそも、三条と道長の関係は、三条の即位後の関係が取り沙汰されがち 賀茂祭の時点では、 また、三条と道長の関係性を追っても、長和二年の四月段階では、道長が三条を強く批判したり、三条の王権を表立っ 両者が常に対立状態にあったかのように示されることが多いが、東宮時代の三条と道長には明確な対立関係は見られ 円融―一条系に自身の系統の希望を一本化するきっかけになったことは間違いないだろう。しかし、 禎子は誕生しておらず、道長が三条を強く非難する必要性はなかったと考えられる。 妍子が禎子内親王を産むのは長和二年七月のことである。禎子の誕生は、道長が冷泉―三条系を 妍子には皇子誕生

政治的パフォーマンスであったとすることはできない。 以上のことから、 長和二年の賀茂祭において、道長が過差の禁制を順守しなかったことを、道長の三条に対する圧

る。 長和元年の賀茂祭は内裏触穢や諒闇の影響があり、 期間でもあった。このことが影響し、長和元年の賀茂祭は本来の賀茂祭の形ではなかった可能性が考えられる。過差が貴 族の威信を誇示するものであるならば、 と深く関係していると考える。 たように、この時期の過差が経済力を含めた権力や権威の可視化による、名誉や威信の獲得手段として機能していたこと では、 それゆえ、長和二年の賀茂祭の過差においては、 なぜ長和二年の賀茂祭において甚だしい過差があり、 長和元年の賀茂祭、 当代の天皇の最初の行事は、貴族の威信を誇示する最大の機会である。 貴族の威信をかけた舞台は長和二年に持ち越された可能性が指摘でき すなわち、三条朝で初めての賀茂祭は内裏蝕穢および冷泉院の諒闇 貴族の思考はあくまでも貴族間の競争に向いており、 禁制が順守されなかったのだろうか。これは、 三条を攻撃す 前章で述べ しかし、

また、 過差を行うことが、天皇権力の否定を意図するものでなかったことの傍証として、 長和二年の五節におい

る意図で過差が行われていたとは言い難い。

長が頼通や彰子の過差を非難していることを挙げることができよう。道長が頼通や彰子の過差を非難していることに加

(2) 過差をめぐる貴族の立場のゆらぎ

とき、また、宮廷社会での自身の威信を優先したときに、過差が発生するのだと考えられる。それが顕著であったのが、 と同時に、慎まなければならないものでもあった。貴族は過差について、肯定されるべき意義と否定すべき責務の矛盾を は、過差を禁制することで、自身の権威を高めようとする。そのため、貴族にとって過差は、肯定されるべきものであ 貴族にとっては、過差は自身の立場のため、否定できない存在であったと言えよう。一方で、貴族の奉仕対象である天皇 対する二面性がうかがえる。本項では、道長と実資の過差に対する態度を通じて、過差をめぐる貴族の立場が、状況に応 長和二年の賀茂祭であったと言えよう。 抱えていたということになる。そうした微妙な立場にある貴族にとって、過差のもつ肯定的要素が否定的要素にまさった 前項では、長和二年の賀茂祭における貴族の過差はあくまでも彼らの威信の誇示のために機能していたことを述べた。 実際に、古記録には過差に対する否定的な観念もしばしば見られ、 貴族の過差に

であったが、常に過差に肯定的な立場にいたわけではない。前項でも挙げたが、長和二年の五節では童女の装束の華美に まず、道長の過差に対する態度から見ていこう。長和二年の賀茂祭では、過差を煽動するような動きを見せていた道長

【史料四】『御堂関白記』長和二年(一〇一三)一一月一五日条

苦言を呈している

じ揺れ動いていたことを確認する。

十五日、癸卯、 是童装束権大納言所」送、下仕装束皇大后宮給云々、 御川覧五節童女・下仕」、右大臣童女等稱川病由 | 不」参、自余参上、左衛門督童女・下仕装束甚見苦過 都非」可」言、 即退出

権大納言頼通が、 この年の五節舞姫は左衛門督、 下仕の装束は姉である皇太后彰子が調えたという。それに対し道長は、「左衛門督童女・下仕装束甚見 すなわち藤原教通が奉仕することになっていた。その際の童女の装束は教通の兄である

苦過差」と頼通と彰子が調えた衣装の過差に苦言を呈している。 一方で、翌長和三年の五節においては、新中納言藤原頼宗の童女、下仕の装束の過差が見られ、『小右記』では道長の

関与が疑われている。

【史料五】『小右記』長和三年(一〇一四)一一月二一日条

勅命 強乖 織物 廿一日、癸卯、 、更無 叡慮 ^豈然哉 云々、 御¬覧童女」、新中納言童着 勘当、 王化之薄欤、 而 (中略)左府候,,御前,、大納言 相府命云、 相府被」申上不」可」有「禁断」之由」、亦六位着「紅色」、是有「不」可」着之仰」、 甚以嘆息、 可」無॥此制,者、 |無文織物衵|、下仕着||無文織物唐衣|、兼有。可」禁。過差|之仰」、 施張只懸,,執権臣之心,、明日於, 〈頼通、〉・中納言〈頼宗、〉・三位中将〈能信、〉・参議〈公信、〉侍, 仍蜂起可」脱云々、 |五節所 | 脱衣之事、 万人背」善従」悪、 兼不」可」令」然之由、 侮」主敬」臣耳、 而不」憚;;着用 而童女・下仕着 如二愚

う。 に対し、実資は 愚者」、
豈然哉」
などと嘆きを書き連ねている。 童女御覧における、頼宗の童女および下仕の装束が禁制に反していたが、その華美な装束に対する譴責はなかったとい また、道長の過差を煽動するような態度や、人々も道長に従い禁制を守ろうとしない状況が記される。こうした状況 強乖 ||叡慮| 、王化之薄欤、甚以嘆息、弛張只懸||執権臣之心| | 「万人背」善従」悪、侮」主敬」臣耳、

ここで挙げた史料中の過差の中心人物は、【史料四】においては頼通 前者は源倫子の子で、 後者は源明子の子という違いはあるものの、 みな道長の子である。 ・教通・彰子であり、 また、 【史料五】では頼宗であ 行事も同じ五節であ

るが、

道長の主張は一貫していない。

ある。 る。また、長和三年の賀茂祭では、実資の随身も綾支子染衣を着している。長和三年の賀茂祭の禁制については、次項で 3】)。当時実資は右近衛大将でもあったので、正武の過差は、実資が自身の部下を統率しきれていないことを示唆してい 詳細に検討するため、禁制の内容の詳細は省くが、この年は織物の禁制が緩められている。つまり、禁制から逸脱しない 例えば、長和二年の賀茂祭(【史料三】)で過差の人物として挙げられた中に、 右近衛府生清井正武がいる(【表

さらに、【史料五】のように『小右記』では終始道長の過差を批判する実資も、過差に抗えたわけではなかったようで

範囲でならば、実資も綾や織物を着すことそのものには否定的ではなかったのである。

が、最も求められていた装束の在り方であったことが示される。 逸脱であるともする。これらの点から、行き過ぎず、かと言って不足もなく、状況と身の丈にあった装束を着すというの 欤」との箇所がある。平為忠の随身が当てつけのように黄衣を着していたことに対して、実資は「太見苦」というのであ 茂祭斎院御禊の記事(【史料二】)に、「次第使代兵部少輔為忠随身使部二人〈着,,黄衣,、〉太見苦、依,,件役不,,安所、為 また、過差を完全に否定し、贅沢をせず、質素な装束を着せばよいというものでもなかったようである。 黄衣は無位の者が着る浅葱の衣である。一方で実資は、賀茂祭、五節ともに雑色や六位が紅衣を着すことに対しては 長和二年の賀

立場をとっていた人物であっても、美麗な装束そのものを完全に否定したわけではなかった。貴族は、 のジレンマの中に、常に置かれていたのである。 このように、貴族にとって過差は、肯定と否定の間の微妙な位置にあった。また、 実資のように禁制は順守すべきとの 過差と過差の禁制

(3) 禁制の効果的な運用の模索

を構成している一要素である以上、単に過差を抑圧したのでは、かえって王権は宮廷社会から疎外される。ゆえに、天皇 貴族が過差と過差の禁制のジレンマの中にあったように、天皇もまた、同様のジレンマを抱えていた。天皇も宮廷社会

性と過差の禁制のもつ意義の間で、天皇は過差を統制する必要性があった。それゆえ、天皇と貴族双方の利害の間で、 にとっても過差は完全には否定しきれないものであった。宮廷社会を円滑に運営するため、宮廷社会における過差の重 双

三条もまた、過差の禁制を通じた貴族の統制と、宮廷社会における過差の意義のジレンマの中にあった。 禁制を発布

方にとって納得のいく内容の効果的な禁制の在り方を探ることが、天皇には求められていたと言えよう。

方で、貴族が抱える過差の意義をないがしろにすることもできず、過差と過差の禁制のジレンマを乗り越える必要があ た。実際に、三条朝の過差の禁制では、天皇と貴族双方の利害のバランスを取り合うような禁制の在り方が見受けられ 貴族の過差を統制することで、三条は天皇としてのリーダーシップを目に見える形として示すことができる。その一

は、先に【史料一】として挙げている。次に【史料六】として挙げるのが長和三年の禁制の内容である。

その様子の具体例として、長和二年と長和三年の賀茂祭における禁制を比較、

検討する。

長和二年の禁制について

【史料六】『小右記』長和三(一〇一四)年三月二九日条

振十二人下襲袴可,,調与,者、 廿九日、甲寅、 (中略)倹約宣旨下了、左相府云、不」可随;;身童部,、可」従,,雑色八人,、不」可」令」著 可¸具,|半臂,者、手振不¸具,|半臂,、而近代依,|左府命,、具,|半臂,|云々、 |紅色|者、 手

【史料六】から、長和三年の過差の禁制の内容が、童部を随身してはならない、雑色の人数は八人に限る、

童随身の禁止が挙げられる。また雑色も八人に制限された。【史料一】の禁制を受けた長和二年の賀茂祭の史料では の装束を着用させてはならない、の三点であったことがわかる。前年の長和二年の禁制(【史料一】)との違いとしては

童 が強化されていると言える 雑色の数が禁制の人数である従者二○人、童六人を超過する例が多く見られたことから、人数の規制の面では、 禁制

た 方で、長和三年の禁制では、 織物の着用については言及していない。そして、【史料六】の禁制を受けた長和三年の賀茂祭は、 雑色に紅の装束を着用させることを禁じてはいるものの、 長和二年の禁制で制 人数および装束の 限 0 あ

7 過差の禁制にみる三条天皇の政治姿勢

雑色に紅色

148

は、 面 Hで実資の目に留まる過差はなかったことが『小右記』長和三年四月一八日条から分かる。なお、 結果的には 『小右記』長和三年四月一九日条で問題とされるものの、【史料六】で具体的に言及されている禁止事 脱衣、 纏頭に関 心して

ŋ 従者の数は前年より制限されたものの、過差や大きな逸脱にはつながっていない。また、 装束についての違反も発生していない。一方で、【史料七】より、実資の随身が織物を着用していることがわかり、 装束の禁制は緩和されてお

については順守されていると言えよう。

行事の装束そのものが簡素になったとは言い難い。

【史料七】 『小右記』 長和三 (一〇一四) 年四月一五日条

其処堀河橋東頭、 得元武」、此間作法還損 十五日、 庚午、(中略) 元武執 右兵衛尉藤原惟道申、 |朝威|、使官人等集||会列見辻|、任||放看督長|令」断| 馬口 不、離、 予随身近衛紀元武為」龍、 而着 |非違| 如何、左大臣随身等着||綾衣| 、 彼馬舎人欲」打二看督長 |綾支子染衣 | 、看督長三人捕 仍 不、能、搦一

而不

糺行

似」有

|偏頗|、見物間於||所々|破||却禁物

| 云々、

ŧ, これらの点から、 ないのが装束であったのだろう。よって、長和三年の賀茂祭の禁制では、 用が禁止された長和二年の賀茂祭においては、 装束の担う役割が特に大きいものであったことが推察される。貴族にとって、威信の誇示のため最も欠くことができ 織物の着用の可否と禁制の順守との間に相関関係があることが示唆される。【史料三】より、 装束をめぐる違反者が多く出ていることから、 織物の着用を制限しなかったことが、 過差を競う手段のなか 過差の禁 織物の着

内容如何ではなく、 ている。三条の場合は、 以上のことは、賀茂祭や五節の禁制の内容が、 禁制が順守されたか否かの結果を重視することもあったのだろう。 過差を実際に順守可能な範囲で制限することを試みていた可能性が示唆される。 その時々の実態に即した内容に改められ、 特に三条朝では、 発布されていた可能性を示し 発布した禁制を 禁制は時にその

制

の順守につながったのだと考えられる。

順守させる」ことで、目に見える形でのリーダーシップの形成を狙ったと考えられる。

ようにするということは、禁制の意義のなかでも貴族の統制面を重視していると考えられる。禁制が十分に守られること を十分に「順守させる」点に主眼が置かれていたと言える。過差の禁制を状況に即して変化させ、禁制を「順守させる」 に出されている。つまり、三条朝では、過差を絶対悪として糾弾するよりも、禁制を行事毎に欠かさず発布し、その禁制 のではなかったということも示している。一方で、前章でも確認したように、過差の禁制自体は、三条朝において定期的 また、禁制の内容が実態に即して改められるということは、三条にとって過差は徹底して抑え込まなければならないも 貴族を自らの意思のもとに置いていることを形として示すことが重要とされたのだと言えよう。

身の抱える課題に対して策を講じようとする、三条の政治姿勢をも映し出していると言えよう。 していたということを示すと同時に、三条の天皇としての立場が脆弱なものであったことも示唆している。その上で、自 がっている。また、三条朝における過差の禁制の在り方は、三条が常に天皇としての徳やリーダーシップを示す機会を欲 このことは、三条が、過差の禁制を頻発することで、自身の立場の安定化につなげようとしたという点と根本でつな

おわりに

返りつつ、改めて三条の政治姿勢を考察し、全体の総括としたい。 以上、三条朝の過差の禁制の検討から、三条天皇の政治姿勢について考えた。最後に、ここまで述べてきたことを振り

は天皇が貴族を統制するための手段としても機能したことを指摘した。一方で、貴族にとって過差は、貴族社会における 摘されるところであった。それに加えて、摂関期の過差の禁制が主に貴族を対象とすることから、摂関期になると、

過差の禁制の意義として、従来は、身分秩序の維持に代表される儒教的意義と、天皇としての徳を示す意義の二点が指

自身の立場や威信を誇示する手段であった。そのため、 貴族社会とも密接にかかわり、その一部にも組み込まれている天

朝に特徴的な点であると言える。禁制の効力は、その行事限りとされるため、行事毎に禁制が発布されることと、三条朝 事においては、必ずと言ってよいほど過差の禁制が出されている。これは、 摂関期の過差の禁制は、賀茂祭、相撲節会、五節の三つの行事に事例が集中する。そして三条朝では、それら三つ 過差は支配者側からは規制すべきものであったが、完全に否定することができないものでもあった。 前後の一条朝、 後一条朝と比較しても、 の行行

·おいて過差の禁制が順守されていないこととの相関を単純に論ずることはできない。むしろ、

行事毎に禁制を出すこと

う 押し進めねばならなかったこと、そもそも親政への意識が強く、政治に対して積極的な姿勢であったことなどが挙げられ であったと考えられる。それゆえ、禁制の積極的な発布は、三条の政治に対する積極的な姿勢を映し出していると言えよ プを目に見える形で示す必要があったこと、そのために、協力を期待できるような強大な後ろ盾がなく、 三条が過差の禁制を頻発した背景として、三条と周囲の貴族たちとの関係から、三条が天皇としての徳やリーダーシッ 三条の持つこのような背景から、 過差の禁制は三条にとり、 政治的な活動や貴族への介入のために最も効果的な手段 自分の力で事を

はに

三条の政治に対する意識の高さを示していると考えられる。

ことは を肯定していたわけではなく、肯定と否定の間で微妙な立ち位置にあったことを確認した。三条朝における過差の禁制 の貴族の過差は、 であるとされ、道長らの行動には、三条の王権の否定という意味づけがされてきた。この点について本稿では、 枠組みのなかで論じられてきた。道長を筆頭とする貴族が禁制を順守しなかったことは、三条に対する圧力ないしは対抗 これまで、三条朝の過差の禁制をめぐっては、 道長の三条に対するいやがらせや王権に対する挑戦を意図するものではないと指摘した。また、貴族も常に過差 過差の持つ威信の誇示の側面が強かったとし、道長をはじめとする貴族が過差の禁制を順守しなかった 特に長和二年の賀茂祭の過差が取り上げられ、 藤原道長との対立関 诗 係 0

は、三条の政治的な思惑と貴族社会の過差に対する価値観の間で議論されるべきものであり、貴族が過差の禁制を順守し なかったことと、三条朝を否定することとは直接的には結びつかないことを、今後の三条朝研究および過差の研究の留

点として提起したい。

という、 を全面的に容認するのではなく、貴族の希望と自身のねらいのバランスをとり、あくまでも、禁制が「順守されている」 条が禁制を政治の手段として用いていたことは明らかである。その点を踏まえると、天皇の立場から言えば、貴族の過差 は貴族の過差に屈したのではないかとの見方もできよう。ただ、三条が行事毎に禁制を発布していることから考えて、三 を一部是認することで、禁制が徹底される状況を作り出そうとしていた。制限を緩和し、過差を是認することから、三条 なる。そのため、三条の側としては、禁制を「順守させる」ことを重要視していたと考えられる。それゆえ、三条は過差 内容の調整は貴族に屈したのではなく、状況を踏まえた対応の結果ということになろう。 一方で、禁制が順守されなければ、 いわば建前を創出することが三条にとっての「勝利」であったと考えられる。そのため、 貴族への統率力を欠いたことと同義とみなされ、 王権の弱さを指摘されることにも 天皇からみれば、

ことは、そもそも権力基盤に不安を抱えている三条にとっては死活問題であった。そのため、状況に即した「順守され そのため、禁制を出しても守られず、王権の弱さを露呈する結果を招くことが最も問題であった。王権の弱さを露呈する にとって過差の禁制は、自身を天皇たらしめ、天皇であることの証明と確認として機能するものであったからであろう。 では、 なぜ三条は、 状況に合わせて禁制の内容を調整しながらも、 過差の禁制にこだわったのだろうか。それは、

た。その結果、 本稿では、 従来のような、 過差の禁制を政治的手段として用い、三条朝が抱える王権としての不安要素に対応しようとする、三条の 道長をはじめとする貴族層との対立関係の検討を中心とする、三条天皇論からの脱却を試み る」禁制を出すことで、天皇が貴族を統制していることを確実に可視化することで、王権の安定化を試みたのだと言え

る。

姿勢が明らかとなった。禁制を通じて、自身の王権を確認し、立場を維持しようとする三条の姿勢は、政治に対する積極

従来の三条像とは異なる、三条の天皇としての在り方や政治性の一端を見出すこ

性と主体性をも示している。この点に、

とができよう。 附記 本稿は令和元年八月二三日に行われた「第四七回古代史サマーセミナー」(於国立歴史民俗博物館) での、同題の

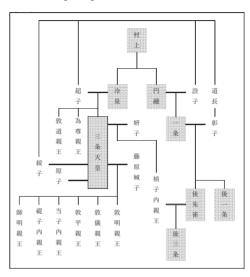
報告をもとに、質疑内容を踏まえて加筆修正し、成稿したものである。

152

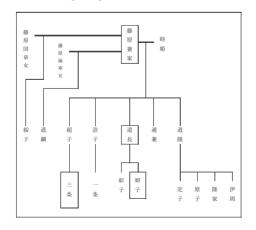
63号

お茶の水史学

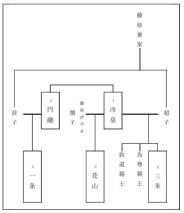
【図1】三条天皇周辺系図



【図3】藤原氏周辺系図



【図2】天皇家周辺系図



各天皇の上の数字は即位の順番を示す

- (1) 三条と貴族層の関係をめぐる、 (2)倉本一宏「摂関期の政権構造―天皇と摂関とのミウチ 関口力「藤原実資」(同 片雲無し―公家日記の世界』、風間書房、二〇〇二年。 〇五年)。 九九三年)。松薗斉「藤原実資—小野宮右大臣」(元木泰雄 中裕編『古記録と日記』 連して―」、『史学研究集録』四、 係について言及している。以下にその主な論考を挙げる。 であり、 ができる。三条は藤原実資を政治的に恃みとしていたよう しては、 中心に―」『獨協大学教養諸学研究』 実資の意識 〇〇二年。 出は『国文論藻』一、二〇〇二年)。加納重文b「三条天 『古代の人物6 王朝の変容と武者』清文堂出版 (同『明月片雲無し―公家日記の世界』、風間書房、 一〇〇七年。 初出は 三条と藤原実資の関係に関するものを挙げること 関口氏、 風間書房、 加納重文a「小野宮実資―小右記―」(同 初出は平安文学論究会編『講座平安文学論究』 」(同『歴史物語の新研究』、明治書院、 「平安貴族の政治意識―藤原実資の小右記を 初出は 松薗氏、加納氏、河北氏などが両者の関 一九九〇年)。河北騰「小右記と藤原 『摂関時代文化史研究』、思文閣出 所収「小右記」、思文閣出版、 「藤原実資考―娍子立后奉仕 一九七八年。および、 対立関係以外の論考と 四卷、一九七九年)。 一九八 10 『明月 初
 - 意識を中心として─」、吉川弘文館、一九九一年)。収、原題「摂関政権の構造モデル─天皇と摂関とのミウチ娘、二○○○年。初出は山中裕編『摂関時代と古記録』所意識を中心として」(同『摂関政治と王朝貴族』、吉川弘文
 - も、三条が自身の希望を押し通そうとする例などが見られの伊勢奉幣使の発遣などが挙げられる。また、人事の面では、長和元年四月の三条女御藤原娍子の立后儀や長和四年3)三条が自身の主導で物事を進めようとした例として
 - 要求とそれに対する三条の反応などが挙げられる。もとれる道長の態度や、三条朝後期における道長の譲位のもとれる道長の態度や、三条朝後期における道長の譲位の二七日の三条女御藤原娍子の立后儀に対するいやがらせと

る。

- 中央公論社、一九六五年)。 生田直鎮『日本の歴史5 王朝の貴族』(「栄華への道(5) 土田直鎮『日本の歴史5 王朝の貴族』(「栄華への道
- (7) 服部一隆「娍子立后に対する藤原道長の論理」(『日本

娍子の立后儀における道長のいやがらせとされる諸問題 歴史』六九五、二〇〇六年、一 - 一六頁)。『小右記』と なったに過ぎないとする。 『御堂関白記』の娍子立后儀当日条の比較検討から、 意図的ないやがらせではなく、偶然が重なってそう 藤原

- (8)黒滝哲哉「平安時代史研究への一所感―三条天皇退位 六三頁)。道長の三条への譲位の要求については、三条の 事件を題材に―」(『史叢』第九二号、二〇一五年、
- (9)三条の伝記的研究である、倉本一宏『三条天皇―心に もあらでうき世に長らへば―』(ミネルヴァ書房、 はそうした事態を克服すべく譲位の要求を行ったとする。 病を背景に皇統の安定的継承に対する不安が存在
- 的事実から三条天皇論を構築する。 拠らない論を展開する。両者の関係性や対立の背景を性格 的問題と安易に結論付けることを避け、 史料に基づく客観

○年)も、三条と道長の性格の「うま」が合う合わないに

10) 類語として、奢侈や奢靡、 が、史料の用例を勘案するに、古代における「奢侈」と 義として扱い、氏の論文中では「奢侈」の語を用いている 古記録においては「過差」の類例が多いという(小島小五 九八一年再版))。また、西村さとみ氏は、過差と奢侈を同 「奢侈」は身分の越境に関わる不相応に対して用いられ、 『公家文化の研究』(国書刊行会、一九四二年初版、一 」の語には明確な使い分けがあったと考えられる。 **僭差などが挙げられるが、**

- 度が度を越している様に対して用いられていた可能性が高 また、一過差」は単に一贅沢」を表すのではなく、その
- (1) 水戸部正男『公家新制の研究』(創文社、一九六一年)。 (11)後掲の【表2】および第一章第二節を参照
- 誌』九六 一、一九八七年、六八 九三頁)など。 葉伸道「新制の研究―徳政との関連を中心に―」(『史学雑 波書店、 三浦周行「新制の研究」(同『日本史の研究』 一九八二年、 初出は一九二五、一九二六年)。稲 新輯一、岩
- 〔13〕西村さとみa「平安時代中期の貴族の奢侈観」(『奈良 女子大学人間文化研究科年報』六、一九九一年、一七 - 二 三頁)。なお、本論文は西村さとみ『平安京の空間と文

学』(吉川弘文館、二○○五年)に収録されているが、そ

- した。西村さとみb「摂関期の奢侈観に関する覚書」(『奈 『奈良女子大学人間文化研究科年報』所収の論文を参考に
- 14) 佐々木文昭a「平安中・後期の過差禁制」(同『中世公 『日本古代の社会と政治』 制の研究』、吉川弘文館、二〇〇八年、 文昭b「平安時代中・後期の公家新制」(同 道武蔵女子短期大学紀要』二四号、一九九二年)。佐 武新制の研究』、吉川弘文館、二〇〇八年、初出は『北海 良古代史論集』2、一九九一年、一二一 - 一三三頁)。 の際、大幅に内容が書き改められているため、本稿では 吉川弘文館、 初出は佐伯有 「中世公武新 山々木

一九九八年)。 学の越境4 王朝の権力と表象――学芸の文化史』森話社、主義イデオロギーのはざま―」(服藤早苗編『叢書・文化

- (16) 西村氏a前掲註(13)。
- (17) 西村氏a前掲註 (13)。
- (19) 遠藤氏前掲註(15)。(18) 西村氏b前掲註(13)
- する必要があろう。 華美ではなく、明らかな贅沢(奢侈)であることにも留意華美ではなく、明らかな贅沢(奢侈)であることにも留意たうことは、制限されるべき行為は過差、つまり行き過ぎた(20)被支配者層の身分の越境を制限しようとしているとい

づけなどが如実に表れると考えられる。

- 氏b前掲註(14)。 (21) 水戸部氏前掲註(12)、西村氏b前掲註(13)、佐々木
- (22)『春記』長久元年九月一二日条。
- (23)西村氏b前掲註(13)、佐々木氏前掲註(14)。
- 4) 佐々木氏a前掲註 (14)。
- (25) 『御堂関白記』長和二年一二月一〇日条の具平親王女が(25) 『御堂関白記』長和二年一二月二八日) 歌康親王に嫁す記事や、『小右記』長和三年一一月二八日) の目条の具平親王女が
- 26) 佐々木氏a前掲註 (14)。
- (27) 遠藤氏前掲註 (15)。
- (28)『小右記』長和三年一一月二一日条。
- ならず、禁制の具体的な内容や当日の状況などがわかる史(29) 三条朝では相撲節会の実施数が極端に少ないことのみ

料は残されていない。

- げた〈禁制の主要三行事〉に限られる。
 (30) 三条朝で現在確認ができる過差の禁制は、【表1】に挙
- 制を通じた政治的姿勢やねらい、王権における禁制の位置(31) 佐々木氏a前掲註(4)によれば、過差の禁制は時限方。そのため、禁制の発布の頻度には、その時の王権の禁ら、儀式終了後には法的効力を喪失すると考えられるといら、儀式終了後には法的効力を喪失すると考えられるといら、儀式終了後には法的効力を喪失すると考えられるという。そのため、禁制の発布の頻度には、過差の禁制は時限が、(31) 佐々木氏a前掲註(4)によれば、過差の禁制は時限が、(32)
- も長保四年(一○○二)に没している。

 (32) 三条のもとに最初に入侍したのは、藤原兼家の女綏子も長保四年(一○○二)に没している。中関白藤原道隆の女原子も三条に入た、綏子は三条の東宮時代に寵愛を失い、寛弘元年(一○○四)に没している。中関白藤原道隆の女原子も三条に入のは、藤原兼家の女綏子も長保四年(一○○二)に没している。
- (33) 天皇としての自身の立場を安定させるための方策として、そのほかには、当子内親王の斎王卜定や彼女の存在にて、そのほかには、当子内親王の斎王卜定や彼女の存在にごとができよう。しかし、人事については、必ずしも結ることができよう。しかし、人事については、必ずしも結ることができよう。しかし、人事については、必ずしも結ることができよう。しかし、人事については、必ずしも結び、子皇としての自身の立場を安定させるための方策とし、(33) 天皇としての自身の立場を安定させるための方策とし、(33) 天皇としての自身の立場を安定させるための方策として、
- 34) 三条は自身の眼病平癒を祈願するため、伊勢神宮への

いた。 とであった。その間に勅使も藤原知光から藤原公信を経て 引され、 発遣は閏六月四日の予定であった。しかし、発遣は七度延 ことはなかった。伊勢神宮に使者を立てることを決めたの 奉幣使発遣を試みるものの、 藤原懐平に変更されている。 長和四年四月二二日のことであり(『小右記』)、当初 相次ぐ延引の中でも、 最終的に発遣が行われたのは同年九月一四日のこ 三条は奉幣使の発遣を諦 度重なる穢れにより延引が続 説める

- (35) 中込氏前掲註(5)、遠藤氏前掲註 このほかに長和二年の賀茂祭の過差を取り上げた論考に、 の三条に対する圧力であるとまでは述べていない。 て『小右記』を引用し状況を追うが、この時の過差を貴族 て―」(『古代学研究所紀要』創刊号、 九頁 『谷寿「賀茂祭にみる『過差』について―祭列を中心とし がある。朧谷氏は長和二年の賀茂祭の過差につい 一九九〇年、 15 など。 四一 なお、
- 史料中の傍線は筆者による。 中込氏前掲註(5)、遠藤氏前掲註 <u>15</u>
- 38 『小右記』 一長和三年四月一五日条

37

- 40 39 頭の記述が見られ、 実際には 『小右記 賀茂祭当日に実資の目に余るほどの過差は出現してい 長和三年四月一八日条 『小右記』 過差禁制は必ずしも順守されなかった 長和三年四月一九日条に脱衣
- (41) 『小右記』 長和四年四月二四日条

- (42) 道長は三条の子女の著袴儀において、 が良好なものであったことをうかがわせる。 ている。このような事例は、東宮時代の三条と道長の関係 た御遊で交わされた東宮と道長の歌のやりとりが収められ 記』長保二年二月三日条には、東宮居貞 二六日条) 三日条)、禔子および師明 九日条)、当子(『小右記』 長徳二年一二月一四日条)、敦儀 (『権記』 の袴の腰を結ぶ役を務めている。 (『御堂関白記』 『御堂関白記』 敦明 (三条) が主催し 寛弘四年一二月 長保元年八月一 寬弘元年八月二 (『小右記 また、
- 43) 西村氏 b 前掲註(13)も道長の行動のすべてが天皇 しないというのである。 制を順守しないことは、 る言説が存在していたことを指摘する。それゆえに過差禁 まりを緩めている史料を挙げ、過差の正当性を神事に求め に見えること、また検非違使が神事を理由に過差の取り締 を挙げる。装束を整えなければ、神事を疎んじているよう 理由として、「神事」における奢侈・過差を容認する思想 判のあらわれとみるのは無理があるとする。西村氏はその 必ずしも天皇に対する批判と一致
- が見られる。 闇についても 式の進行に影響を与えている様子が記される。 の『小右記』長和元年四月二一日条には、官人の触穢が儀 内裏触穢がこの年の斎院御禊に影響したことが 康治二年四月一九日条に見える。また、賀茂祭当日 『小右記』 一長和元年四月二四日条などに記述 冷泉院の諒 本

- 46 45 遠藤氏前掲註 『御堂関白記』 <u>15</u> 長和二年一 月一五日条。
- 47 『小右記』長和三年四月一 Ŧi.
- 48 遠藤氏前掲註(15)。 日

49

本稿一四二頁における、

長和三年の賀茂祭の記述も参

- 已背,,倹約之制,、又新中納言頼宗・左兵衛督実成、到,,頭大夫多会合、脱」衣給,,引馬儱近衛等,、如」理両所如」之、 中将宿所,脱、衣、是奇恠也、先年有,,此事,、又近衛府使宿 入夜資平来云、今日罷 | 向左中弁・頭中将上御社宿所 | 、諸 云々、是何由乎、或云、為」令」脱」衣、 可」向;;彼宿所;云々、 【史料八】『小右記』 長和三 (一〇一四) 年四 被」差、は、事之四位・五位廿人 過差之制無益々々、 月一九日条
- な違いと言える。 はなくなり、 中世の新制における過差の禁制が、 定型化するようになったことと比較し、 実態に即すも 大き ので

51

所事不」知者、(後略

博士後期課程/ 斎宮歴史博物館